

野田市農業委員会総会会議録（第7回）

1. 野田市農業委員会会長齊藤和夫は令和8年7月9日午後2時30分、野田市農業委員会総会を野田市中央公民館1階講堂に招集した。

1. 出席委員は次のとおりです。

〈農業委員〉

1 番 川 辺 茂	2 番 山 田 賢 一
3 番 筑 井 正	4 番 齊 藤 和 夫
5 番 石 塚 正 夫	6 番 遠 藤 一 浩
7 番 吉 岡 清 美	8 番 荒 木 大 輔
9 番 染 谷 美佐夫	10 番 宇佐見 稔 久
11 番 後 藤 和 久	12 番 鳩 貝 直 子
13 番 藤 井 愛 子	

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について

報告第5号 農用地利用集積計画の中途解約について

報告第6号 農用地利用配分計画の中途解約について

報告第7号 非農地判断の実施について

報告第8号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

2. 事務局長	渡邊 宏治
局長補佐	宮本 武志
農地農政係長	初見 利津子
主任主事	山代 紘平

議長 ただいまから令和8年第7回野田市農業委員会総会を開会します。

事務局より報告がありましたが、野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

本日は推進委員の方にも参加していただいております。

審議につきましても発言していただき、忌憚のない意見をお願いします。

続いて、議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

—異議なしの声多数—

異議なしと認めます。

3番 筑井 正 委員

5番 石塚 正夫 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第4号までとなっております。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題としますが、野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。

—〇〇委員退席—

それでは、〇〇委員の関係する案件から事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 申請番号2番、3番ありますが、初めに2番からご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、畑347平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は農業経営の規模を縮小するため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第1班より説明をお願いします。

染谷委員 今月は2班が担当で、7月3日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号1番から3番、5番、議案第2号1番から4番、8番について石塚委員が、議案第1号4番、6番、7番、議案第2号5番から7番、9番、10番について鳩貝委員が報告します。

また、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願については、事前に千葉県職員と事務局職員で現地調査を行っており、申請書を審査したところ、申請内容に問題がなかったため、現地調査は不要としました。

それでは、議案第1号 申請番号2番について石塚委員から報告いたします。

石塚委員 申請地は畑1筆で、多少草が生えていましたが、保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑2,799平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は農業経営の規模を縮小するため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 申請地は畑1筆で、こちらも多少草が生えていましたが、保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第1号申請番号2番、3番の事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号申請番号2番、3番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—〇〇委員（自席に着座）—

議長 それでは、引き続き議案第1号に戻ります。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番についてご説明いたします。

申請地は、田4,513平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 申請番号1番について報告します。

申請地は田1筆で、作付けされている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、田現況畑2筆1,065平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。
譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。
農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。
以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

鳩貝委員 申請番号4番について報告します。

申請地は田現況畑2筆で、保全管理されている農地でした。
提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。
以上です。

議長 申請番号5番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号5番についてご説明いたします。

申請地は、田2筆合計3,206平方メートルとなっております。
権利の内容は所有権移転です。
申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。
譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。
農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。
以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 申請番号5番について報告します。

申請地は田2筆で、作付けされている農地でした。
提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。
以上です。

議長 申請番号6番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号6番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。
申請地は、田2,400平方メートルとなっております。権利の内容は所有権移転です。
申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。
譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。
以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

鳩貝委員 申請番号6番について報告します。

申請地は田1筆で、作付けされた農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号7番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号7番についてご説明いたします。

申請地は、畑3筆で2,108平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

鳩貝委員 申請番号7番について報告します。

申請地は畑3筆で、耕作されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第1号について、事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号申請番号2番、3番以外の案件について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第2号「農地法第5条の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。
申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 申請番号1番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請地は、畑99平方メートルとなっております。

転用の目的は所有権移転による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草の生えている状態でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内で浸透処理となっております。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をロープ柵で囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 申請番号1番の説明をする前に4ページ、申請番号10番まですべての案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は、許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは議案第2号申請番号1番の、その他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金通帳の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 2 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 2 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 638 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による駐車場及び資材置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 申請番号 2 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている状況でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透となっております。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を単管パイプで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 3 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 3 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 2 筆で合計 1,983 平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃貸借権設定による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 申請番号3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をコンクリートブロックで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で合計1,897平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 申請番号4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている状態でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をネットフェンスで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 5 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 5 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1,276 平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

鳩貝委員 申請番号 5 番について報告します。

農地区分と被害防除 の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている状況でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をネットフェンスで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、該当しないことを確認しております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 6 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 6 番についてご説明いたします。

4 ページをご覧ください。

請地は、畑 540 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

鳩貝委員 申請番号 6 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をトラロープで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、貸付書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、不要であることを確認しております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 7 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 7 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 2 筆 1,314 平方メートルとなっております。
転用の目的は、賃借権設定による車両置場及び駐車場用地です。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

鳩貝委員 申請番号 7 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、清水公園駅から 1 キロメートル以内であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、不要であることを確認しております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 8 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 8 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1,070 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 申請番号 8 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている状態でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をトラロープで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 9 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 9 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 3 筆 1,119 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による貸車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

鳩貝委員 申請番号 9 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金通帳の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 10 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 10 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 2 筆 1,421 平方メートルとなっております。

転用の目的は、地上権設定による太陽光発電用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

鳩貝委員 申請番号 10 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第 2 号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

△△委員 申請番号 1 番の 99 m²というのは、これだけの申請だったのか、それとも農地はこれしかなかったのか、確認させてください。

事務局 今のところは、以前にも申請のあったところで、水が溜まったりして使えない場所があったそうで、今回は拡張での申請になった次第です。

議長 ほかにありませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 2 号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第 3 号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号 申請番号 1 番についてご説明いたします。

5 ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに平成 10 年頃から宅地の一部として利用し、現在に至っております。

平成 10 年撮影の航空写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま 20 年以上経過しており、かつ、この間、農地法第 51 条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいま議案第 3 号について事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第4号「農用地利用集積等促進計画について」を議題としますが野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。

—〇〇委員退席—

それでは、〇〇委員の関係する案件から事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。

それでは、6ページをご覧ください。

野田市長より令和8年6月23日付けで、令和8年度第4次農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画の作成及び提出において、同条第3項の規定により農業委員会の決定を求められています。

7ページ1番、2番をご覧ください。

一括分ですが、10年の設定期間で田2筆2,346平方メートルとなっております。

以上です。

議長 ただいま議案第4号1番、2番の事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号1番、2番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—〇〇委員（自席に着座）—

議長 それでは、議案第４号について、吉岡委員の関連する案件以外について、事務局の説明を求めます。

事務局 ７ページ、８ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございますが、３番から４２番について５年の賃借権及び使用貸借設定が田２筆 畑３８筆 合計４０筆合計３９,０３２平方メートルとなっております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

先に採決した案件以外のものになりますが、質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

△△委員 ３４番の方は賃借料が８０００円相当の野菜とありますが、こういうのは初めてで、どういう基準で８０００円相当になるのでしょうか。

事務局 農政課に確認して、報告させていただきます。

議長 ほかにありませんか

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第４号 先に採決した案件以外のものについて採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 報告事項に移ります。

「報告第１号から第８号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告第１号から報告第３号についてご説明いたします。

報告事項の１ページから３ページをご覧ください。

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による相続等の権利移動の届出は、6 件受理しております。

次に 4 ページをご覧ください。

報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、1 件受理しております。

次に 5 ページから 8 ページをご覧ください。

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、16 件受理しております。

なお、報告第 1 号から第 3 号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に 9 ページから 11 ページをご覧ください。

報告第 4 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について、1 件提出がありました。

次に 12 ページをご覧ください。

報告第 5 号 農用地利用集積計画の中途解約について、1 件提出がありました。

次に 13 ページをご覧ください。

報告第 6 号 農用地利用配分計画の中途解約について、1 件提出がありました。

次に 14 ページをご覧ください。

報告第 7 号 非農地判断の実施について、1 件提出がありました。

非農地判断の実施については、農地台帳の正確な記録の確保を図るために、農地が既に森林の様相を呈しているなど一定の要件を満たしている農地については、非農地として判断することが、農地法の運用通知に規定されています。

該当地は、令和 8 年 5 月 14 日に会長、岡田推進委員、張替推進委員と事務局 3 名で現地調査を実施し、ひどく荒廃していることや、雑木が自生している状況から、再生利用が困難な農地であることを、確認しましたので、非農地であると判断し申請人へ通知しました。

次に 15 ページをご覧ください。

報告第 8 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて、2 件提出がありました。

以上となります。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

以上で、予定されたすべての会議が終了しました。

事務局長

閉会に際し、一言ご挨拶を申し上げます。

今期の会議は、本日で終了となりますが、委員の皆様には、本市の農業振興と農地利用の最適化のため、多大なるご尽力を賜りましたこと、事務局一同、心より感謝申し上げます。

今期で退任される委員の皆様におかれましては、長年のご功績に深く敬意を表しますとともに、これまでの献身的なご対応に、改めて深くお礼申し上げます。

また、再任される委員の皆様におかれましては、次期におきましても、引き続き本市農業の発展のために、変わらぬお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

皆様のこれまでの歩みに心から敬意を表しますとともに、今後のさらなるご健勝をお祈り申し上げ、事務局からのご挨拶とさせていただきます。

長きにわたり、ありがとうございました。

会長 これをもちまして閉会といたします。

大変ご苦勞様でした。

(午後 3時45分)